

高松空港送客バス支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松空港発着の定期路線（東京線を除く。以下同じ。）を利用するために、団体客を送客する旅行会社等（以下「事業者」という。）に対し、助成金を交付することにより、高松空港の利用促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、有料でチャーターするバス（大型・中型バス、マイクロバス、ジャンボタクシー、レンタカーを含む。（以下「送客バス」という。））を使用し、団体の利用客（県内の学校若しくは専修学校（大学、短期大学を除く。）が主催する修学旅行又は研修旅行の利用客及び国又は地方公共団体から支給される旅費により旅行する利用客を除く。）を高松空港発着の定期路線に送客する事業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金は、定期路線を利用した場合に交付する。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、送客人数に応じて別表のとおりとし、送客バス借上代金総額（高速道路又は有料道路の料金を含む。）を超えないものとする。ただし、定期路線の利用が往路又は復路のみの利用の場合は、別表に定める金額の半額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）を送客する日の10日前までに、高松空港振興期成会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 事業者は、送客が完了したときは、完了後14日以内に、実績報告書・請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の実績報告書・請求書を審査の上、適当と認めるときは、助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(助成の期間)

第10条 助成の期間は、出発日が平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年3月1日から施行し、平成17年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成18年3月24日から施行し、平成18年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月13日から施行し、平成19年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成20年3月12日から施行し、平成20年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成21年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成22年3月19日から施行し、平成22年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成22年5月24日から施行し、平成22年6月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月31日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成23年3月11日から施行し、平成23年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年7月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年3月28日から施行し、平成24年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年5月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成24年6月27日から施行し、平成24年7月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成25年1月4日から施行し、平成25年3月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、平成28年12月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日からの送客に適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日からの送客に適用する。

別紙（第4条関係）

路線名	出発地	送客人数	助成限度額
那覇線	四国地方各県	21名以上	20,000円
		6～20名	10,000円
	中国地方各県	21名以上	50,000円
		6～20名	25,000円
ソウル線 上海線 台北線 香港線	香川県	21名以上	20,000円
		6～20名	10,000円
	徳島県、愛媛県 高知県	21名以上	40,000円
		6～20名	20,000円
	中国地方各県	21名以上	50,000円
		6～20名	25,000円

※複数の送客バスに分乗した場合は、1台の送客バスとみなす。

（例 6人が徳島県から那覇線を往復利用するため2台レンタカーを借り上げた場合、1台とみなして、10,000円を限度に助成する。）

(FAX可)
様式第1号

平成 年 月 日

高松空港振興期成会 会長 殿

(申請者)
所在地
会社名
代表者職氏名

印

高松空港送客バス支援事業助成金交付申請書

高松空港送客バス支援事業助成金の交付を受けたいので、高松空港送客バス支援事業助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

助成金申請額	金 円	
団体名		
送迎バス借上代金	金 円	金 円
送迎始発地	～高松空港	高松空港～
高松空港への送迎年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
送客人数	人	人
使用する送客バス台数	台	
バス会社名		
利用する航空会社名及び便名	航空 便	航空 便

(添付書類)

旅行行程表 (ツアーパンフレット可)
貸切バス借上代金見積書

連絡先

担当者名 _____

電話番号 _____

送付先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10
高松空港振興期成会事務局
(香川県交流推進部交通政策課航空振興室)
Tel 087-832-3143
Fax 087-831-9606

様式第2号

第 年 月 日
平成 年 月 日

(申請者)

様

高松空港振興期成会
会長 香川県知事 浜田 恵造

高松空港送客バス支援事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった高松空港送客バス支援事業助成金については、高松空港送客バス支援事業助成金交付要綱第6条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

助成金の額	円
-------	---

送客日 平成 年 月 日

(FAX不可)

様式第3号

平成 年 月 日

高松空港振興期成会 会長 殿

(申請者)
所在地
会社名
代表者職氏名

㊟

高松空港送客バス支援事業助成金実績報告書・請求書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった高松空港送客バス支援事業について、送客が完了したので報告するとともに、助成金を請求します。

記

助成金決定額	金 円	
助成金振込金融機関名	銀行	支店
口座種別	普通・当座・貯蓄	
口座番号		
口座名義		
送迎バス借上代金	金 円	金 円
送迎始発地	～高松空港	高松空港～
高松空港への送迎年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
送客人数	人	人
使用する送客バス台数	台	
バス会社名		
利用する航空会社名及び便名	航空 便	航空 便

(添付書類)

- ・航空会社等の送客人数を証明する書類の写し（原則として搭乗証明書、搭乗証明書が発行されない場合に限り、PNR、ホールセラーからの請求書の写し等も可）
- ・送客バス利用証明書（請求書等バスの借上代金のわかるもの）

※支払については、請求を受理した日の翌月に支払うものとします。

送付先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

高松空港振興期成会事務局

(香川県交流推進部交通政策課航空振興室)

TEL 087-832-3143